

岐阜県防災モニター

令和7年度

岐阜県防災モニター事務局

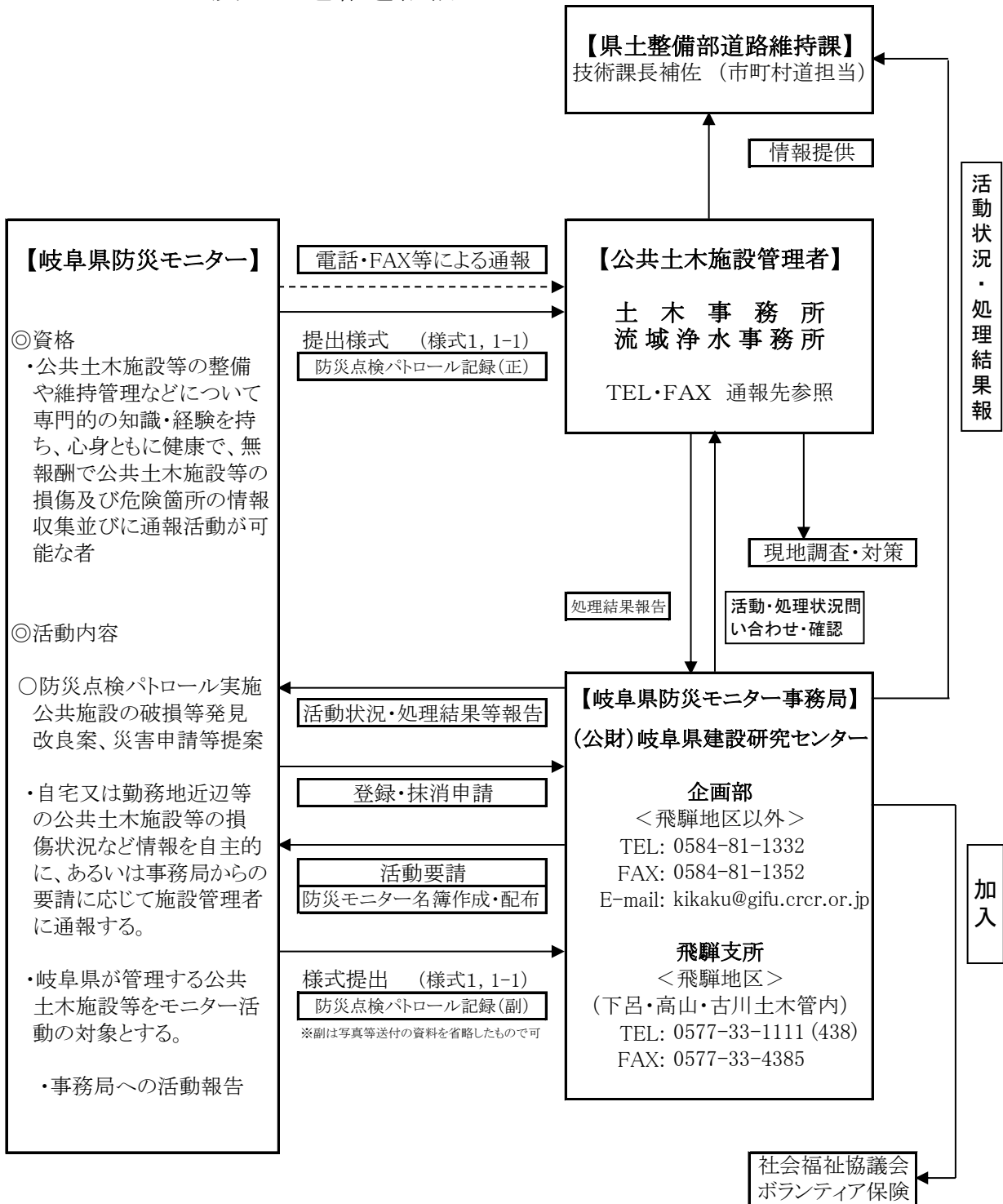
公益財団法人 岐阜県建設研究センター

目 次

§ 1.	岐阜県防災モニター制度	1
	〔1〕 防災モニター制度のしくみ 及び 通報連絡網	
	〔2〕 防災モニターとその活動	
	〔3〕 防災モニター事務局の業務	
	〔4〕 防災モニター活動に関わる補償	
§ 2.	岐阜県防災モニター設置要綱	4
§ 3.	通報先一覧	6
§ 4.	岐阜県防災モニター登録者名簿 (令和7年5月)	9
§ 5.	岐阜県防災モニターの活用に関する協定書	21

§ 1. 岐阜県防災モニター制度

〔1〕 防災モニター制度のしくみ 及び 通報連絡網



〔2〕防災モニターとその活動

1. 防災モニター

(1) 定義

岐阜県防災モニター（以下「防災モニター」という。）とは、公共土木施設等の整備や維持管理などについて専門的な知識・経験を持ち、ボランティアとして無報酬で公共土木施設等の損傷情報の収集を行い、通報活動が出来る者で、岐阜県防災モニター事務局（以下「事務局」という。）に登録された方をいいます。

(2) 登録の手続き

事務局に所定の手続きにより登録申請をして下さい。登録内容を変更し、または取り消そうとする場合も同様とします。事務局は登録申請を受け付け、防災モニターとして登録します。

(3) 登録出来る方

公共土木施設等の整備や維持管理などの建設行政に長年携たり、一定の知識・経験を有する方で、岐阜県内に在住あるいは勤務し、心身ともに健康で自己の責任において可能な範囲でボランティアとして無報酬で活動に参加でき、かつ施設管理者と協調して活動できる方です。

2. 防災モニターの活用

施設管理者は、防災モニターの活用に関する協定を事務局と締結することにより、この制度の活用を開始することができます。平成12年4月に岐阜県基盤整備部建設管理局長及び都市整備局長と協定を締結しています。

3. 防災モニターの活動

(1) 活動

防災モニターは、自主的に、あるいは事務局から要請があった場合に、可能な範囲で岐阜県が管理する公共土木施設等の損傷状況を施設管理者に通報して下さい。また、管理施設の改善提案を積極的に行って下さい。

(2) 活動地区

自宅又は勤務地周辺等で登録の際「活動できる地区」「要請があれば活動可能な地区」とした地区です。

(3) 損傷状況の通報及び提案事項調書

① 通報内容及び改善提案

防災点検パトロール記録（様式1）により報告願います。

② 通報時期

損傷状況確認後速やかに通報して下さい。

③ 通報手段

防災点検パトロール記録（様式1）に記入し、1部（正）を土木事務所、1部（副）を事務局へ提出してください。（副）は写真等添付の書類を省略したものでかまいません。

緊急の場合は予め電話・FAXで通報いただき、その後書面で提出願います。

4. 事務局への報告

(1) 出勤の連絡及び活動報告

防災モニター活動は自主的に行って下さい。施設管理者の要請があった時に限って事務局より活動要請をします。いずれの場合も事務局への報告は必要ありません。

(2) 活動の記録等

活動の都度提出いただいた「防災点検パトロール記録」の「副」がそのまま活動記録として 保管され事務局がこれを取りまとめします。

5. 研修等

防災モニターは、原則として事務局が実施する研修等へ参加して下さい。また、事務局は活動に必要な防災関係情報を提供いたします。

6. その他

他のボランティア団体と重複登録されている方は、どのボランティア団体活動なのかを明確にして活動して下さい。活動中に事故等が生じたときは、速やかに事務局に連絡してください。

〔3〕 防災モニター事務局の業務

1. 岐阜県防災モニター事務局

【公益財団法人 岐阜県建設研究センター 企画部 企画研究課】

所在 〒503-0807 大垣市今宿6丁目5番18 (ワークショップ24 4階)

TEL <0584> 81-1332 FAX <0584> 81-1352

E-mail kikaku@gifu.crcr.or.jp

【 同 飛騨支所】

所在 〒506-8688 高山市上岡本町 7-468 (飛騨総合庁舎内)

TEL <0577> 33-1111 (代) 内線 453、436

FAX <0577> 33-4385

2. 事務局の業務

事務局は、次の業務を行います。

- (1) 登録及び登録の抹消
- (2) 施設管理者から活動要請があった場合の防災モニターへの活動要請
- (3) 防災モニターを活用する施設管理者との協定の締結
- (4) ボランティア活動保険の加入及び保険加入料の支弁
- (5) 名簿の作成・保管、並びに作成した名簿の防災モニター及び施設管理への提供
- (6) 活動記録の整理・保管
- (7) 研修等の実施
- (8) その他、防災モニターへの防災関係情報の提供等、防災モニターの活動支援に関すること

3. 施設管理者への要請

事務局は、防災モニターの活動が円滑に行えるよう施設管理者に次のことを要請していきます。

- (1) 防災モニターの活動に当たっての支援及び研修等に当たっての援助
- (2) その他、防災モニターの活動に際し必要と認められる事項

〔4〕 防災モニター活動に関わる補償

防災モニターは全国社会福祉協議会を契約者とするボランティア活動保険に加入します。

§ 2. 岐阜県防災モニター設置要綱

(目的)

第1条 岐阜県内における公共土木施設の損傷や危険箇所の情報を迅速に収集、通報するボランティア活動と行政との緊密な連携により事故の防止又は軽減を図る事を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において岐阜県防災モニター(以下「防災モニター」という。)とは、公共土木施設等の整備や維持管理などについて専門的な知識・経験を持ち、ボランティアとして無報酬で公共土木施設等の損傷情報の収集を行い、通報活動ができる者で、岐阜県防災モニター事務局(以下事務局という。)に登録された者をいう。

(登録の手続き)

第3条 防災モニターとして登録しようとする者は、事務局に所定の手続きにより登録申請をするものとする。登録内容を変更し、また取り消そうとする場合も同様とする。

2 事務局は登録申請を受け付け、防災モニターとして登録する。

(登録の要件)

第4条 前条第1項により防災モニターとして登録できる者は、岐阜県の公共土木施設等の整備や維持管理などの建設行政に長年携わり、一定の知識・経験を有する者で、岐阜県内に在住あるいは勤務し、心身ともに健康で自己協調して活動できる者であること。

(登録の抹消)

第5条 事務局では、防災モニターが次のいずれかに該当するときは、その登録を抹消し、その旨を本人に通知することとする。

- (1) 防災モニターから登録抹消の申し出があったとき
- (2) 防災モニターが県内での活動が不可能となったとき
- (3) その他、登録抹消すべき相当の理由が生じたとき

(活動内容)

第6条 防災モニターは、自主的に、あるいは事務局から要請があった時は、可能な範囲で活動対象となる公共土木施設等の損傷状況を当該施設管理者に通報する。

(活動対象)

第7条 防災モニターの活動対象は、事務局と防災モニター活動に関する協定を締結した施設管理者が管理する公共土木施設とする。

(代表)

第8条 防災モニターの事務局代表は公益財団法人岐阜県建設研究センターの理事長とする。

(事務局の設置及び業務等)

第9条 事務局は公益財団法人岐阜県建設研究センターに置く。

2 事務局は次の業務を行う。

- (1) 登録及び登録の抹消
- (2) 施設管理者により活動要請があった場合、防災モニターへ活動要請を行う

- (3) 防災モニターを活用する施設管理者との協定の締結
- (4) 「ボランティア活動保険」に関する事
- (5) その他、防災モニターの活動の支援に関する事

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この制度の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成25年 4月 1日一部改正

§ 3. 通 報 先 一 覧

県土整備部
道路維持課

技術課長補佐 (市町村道係)

TEL <058>272-1111 (内線4614)

<058>272-8556 (直通)

FAX <058>271-7682

土 木 事 務 所 連 絡 先 流 域 浄 水 事 務 所

事 務 所 名	電 話	副 所 長	F A X	E - m a i l	郵便番号	所 在 地
岐阜土木事務所	058-214-9525	2104	058-278-0052	c26001@pref.gifu.lg.jp	500-8384	岐阜市藪田南5-14-53 (OKBふれあい会館内)
大垣土木事務所	0584-73-1111	342	0584-82-4960	c26002@pref.gifu.lg.jp	503-0838	大垣市江崎町422-3 (西濃総合庁舎内)
揖斐土木事務所	0585-23-1111	302	0585-23-1105	c26003@pref.gifu.lg.jp	501-0603	揖斐郡揖斐川町上南方1-1 (揖斐総合庁舎内)
美濃土木事務所	0575-33-4011	301	0575-33-4901	c26004@pref.gifu.lg.jp	501-3756	美濃市生榎1612-2 (中濃総合庁舎内)
郡上土木事務所	0575-67-1111	302	0575-65-4966	c26005@pref.gifu.lg.jp	501-4292	郡上市八幡町初音1727-2 (郡上総合庁舎内)
可茂土木事務所	0574-25-3111	302	0574-25-0355	c26006@pref.gifu.lg.jp	505-8508	美濃加茂市古井町下古井2610-1 (可茂総合庁舎内)
多治見土木事務所	0572-23-1111	302	0572-25-7224	c26007@pref.gifu.lg.jp	507-8708	多治見市上野町5-68-1 (東濃西部総合庁舎内)
恵那土木事務所	0573-26-1111	321	0573-26-0417	c26008@pref.gifu.lg.jp	509-7203	恵那市長島町正家後田1067-71 (恵那総合庁舎内)
下呂土木事務所	0576-52-1111	301	0576-52-1948	c26009@pref.gifu.lg.jp	509-2592	下呂市萩原町羽根2605-1 (下呂総合庁舎内)
高山土木事務所	0577-33-1111	388	0577-33-1086	c26010@pref.gifu.lg.jp	506-8688	高山市上岡本町7-468 (飛騨総合庁舎内)
古川土木事務所	0577-73-2911	270	0577-73-3346	c26011@pref.gifu.lg.jp	509-4263	飛騨市古川町上野617-1
流域浄水事務所	058-386-8338		058-386-8326	c26112@pref.gifu.lg.jp	504-0923	各務原市前渡西町1521

(様式1)

事務所 様

防災点検パトロール記録

／

実施年月日	令和 年 月 日	実施時刻	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 迄
実施者氏名	(岐阜・西濃・中濃・東濃・飛騨 地区)		運転者氏名:
実施個所	事務所 管内		
		市 群	町 村 地内
国 道	号	~	区間
主要地方道	線	~	区間
県 道	線	~	区間
一級 河川	川	~	区間 (左・右岸)
所 見 ・ 損 傷 状 況 ・ 提 案 事 項			
処理事項等	※ 土木事務所で記入する。 確認年月日: 令和 年 月 日		

防災モニター

(様式 1-1)

写真等貼付け欄

取扱注意

活動地区別

岐阜県防災毛二夕一登録者名簿

令和7年5月30日

はじめに

この名簿は、岐阜県防災モニターの方々の氏名、連絡先、活動可能地区等のデータを登録者地区別に編集したものです。
令和7年5月30日現在の登録データを掲載していますので、施設管理者の皆様は、担当地区で活動される防災モニターの方の把握にのみ、この名簿を利用してください。

令和7年5月30日

岐阜県防災モニター事務局

公益財団法人 岐阜県建設研究センター 企画部

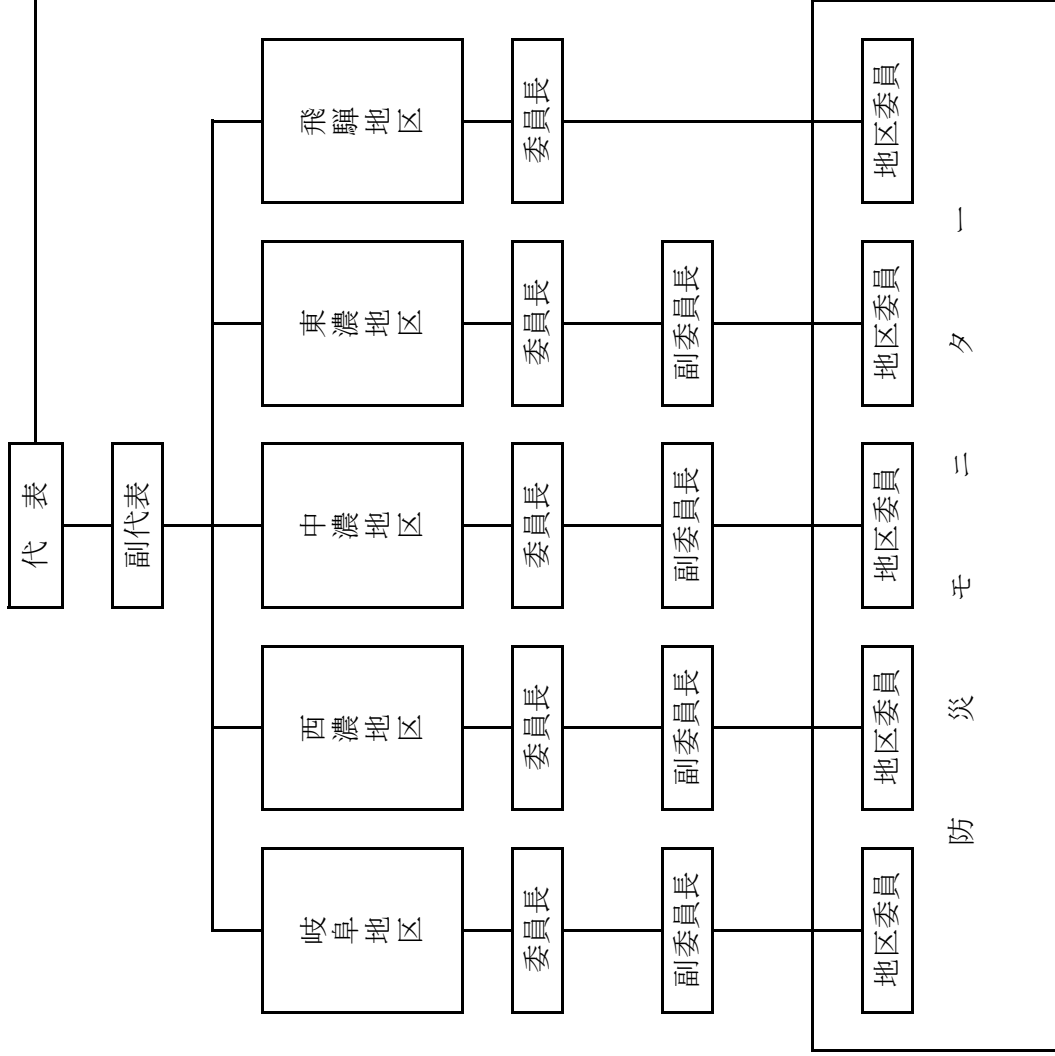
〒503-0807 大垣市今宿6丁目52番地18

ワークショップ24 4階

TEL: 0584-81-1332

FAX: 0584-81-1352

令和7年度岐阜県防災モニターネットワーク



事務局

(公財) 岐阜県建設研究センター 企画部

モニター会員全体： 61人

- ◎ 代表 …… 和田 義則
- 副代表 …… 榊原 数晴
- 副代表 …… 関谷 行正
- 顧問 …… 水野 幸雄
- 監事 …… 岩田 勝之
- 監事 …… 川田 宏

- 岐阜地区 (23人)
 - 委員長 …… 関谷 行正
 - 副委員長 …… 信田 亘
- 西濃地区 (17人)
 - 委員長 …… 原 博
 - 副委員長 …… 竹林 和俊
- 中濃地区 (8人)
 - 委員長 …… 飯島 昭憲
 - 副委員長 …… 種 康雄
- 東濃地区 (7人)
 - 委員長 …… 原 俊則
 - 副委員長 …… 武藤 良幸
- 飛騨地区 (6人)
 - 委員長 …… 熊崎 伸之